

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イー①，②）の申請手続きについて

◇ 提出書類

- (1) 認定申請書
- (2) 売上明細書（別紙）
- (3) 営業業種の証明書類及び事業所所在地が確認できる書類（商業登記簿謄本の写し、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類または指定業種にかかる許認可証の写し等）
- (4) 最近3か月及び前年同期の月別の売上高がわかるもの（最近3か月にあっては試算表または売上帳等，前年同期にあっては法人事業概況説明書または損益計算書等の確定申告関係書類）

◇ 認定基準

法第2条第5項第5号に規定する経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であって、次のいずれかに該当すること。

<売上高要件>

- ① 指定業種に属する事業（以下、「指定事業」）を行っており、最近3か月^{*}の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
- ② 指定事業と非指定業種に属する事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。

◇ 注意事項

- (1) 指定業種に属することの証明書類については、原則として、商業登記簿謄本（コピー可）または公的機関による指定業種にかかる許認可証の写しを提出すること。
- (2) 商業登記簿謄本に記載される業務内容は、現に営んでいる業務内容と同一であること（記載事項を変更している場合、変更前の謄本は不可とします）。また、謄本の発行日は、申請日から概ね1年以内のものであること。
- (3) 公的機関による指定業種にかかる許認可証は、許認可の期間が設定されている場合は、当該許認可の期間内のものであること。
- (4) 商業登記簿謄本、許認可証のいずれも存在しない場合は、確定申告書など、営業業種が記載されている文書の写しを提出すること。
- (5) 平均売上高の計算に用いる最近3か月間とは、原則として前月までの3か月間とすること。当月10日以降の認定申請において、前々月までの3か月間を平均売上高の計算に用いる場合は、その理由を申告すること。
- (6) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

- ◇ 提出先 ひたちなか市 経済環境部 商工振興課
TEL 029-273-0111（内線1342）